

横浜市PFI事業審査委員会議事要旨  
【横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業】

第2回審査委員会

- 1 開催日時 平成19年2月1日(木) 午後2時30分～4時50分
- 2 開催場所 瀬谷区役所 1階会議室
- 3 開催形態 非公開
- 4 議事次第 審議  
その他
- 5 資料名 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業特定事業の選定について  
横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業要求水準書(案)  
その他、補足資料
- 6 委員の出欠 出席者：4名 欠席者：1名  
(なお、委員名については、入札公告時に公表する予定)
- 7 出席した関係職員の職氏名  
事業所管局  
市民活力推進局区政支援部地域施設課長 寺岡 充 外  
関係区局  
瀬谷区総務部総務課長 緒賀 道夫  
環境創造局環境整備部 担当係長  
まちづくり調整局公共建築部施設整備課担当課長 角田 正樹 外  
事務局  
都市整備局公共事業調査室長 吉川 和男  
都市整備局公共事業調査室公共事業調査課担当課長 高橋 慎治 外

8 議事のおてん末

(1) 審議

ア 特定事業の選定について

委員から質疑及び意見が出され、市民活力推進局、関係区局から回答がなされた。主に次の意見について、市民活力推進局で検討することとし、概ね原案どおり了承された。

- ・ 設計・建設の対価で一定割合の縮減が可能となる理由を明確に記述するべきである。
- ・ コストだけでなく提案内容を評価し選定することができるということを「定性的評価」の項目にするべきである。

イ 要求水準書(案)について

委員から質疑及び意見が出され、市民活力推進局、関係区局から回答がなされた。主に次の意見について、市民活力推進局で検討することとし、概ね原案どおり了承された。

- ・ 庁舎、公園などそれぞれの整備方針は細かく定められているが、一体的に整備するという事業全体の方針を示すべきである。
- ・ 総合庁舎に区災害対策本部・防災活動拠点としての機能を求めていることから、隣接する公園についても、防災時の活用について考慮するよう記載するべきである。
- ・ 庁舎施設の面積については、区役所、消防署、公会堂等の施設ごとに目安となる面積を記載するべきである。
- ・ 北側の道路拡幅部分について、南側の道路拡幅部分と同様に既存樹木の現地保存と移植の区別を明確に記述するべきである。
- ・ 食堂の位置づけとして、福利厚生だけでなく、イベント時の活用など地域の中でのあり方を踏まえて検討するべきである。
- ・ 食堂については、厨房内で行うべき調理の範囲などを、十分に検討するべきである。

( 2 ) その他

第 3 回審査委員会を次のとおり開催する予定であることが確認された。

- ・ 開催予定日時：3 月 27 日（火） 午後 2 時 00 分～5 時 00 分
- ・ 開催予定場所：関内駅前第一ビル 202 特別会議室

以上